

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月24日
【会社名】	JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社
【英訳名】	JVC KENWOOD Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 兼 社長 兼 最高経営責任者(CEO) 河原 春郎
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 兼 最高財務責任者(CFO) 不破 久温
【本店の所在の場所】	横浜市神奈川区守屋町3丁目12番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長 兼 社長 兼 最高経営責任者(CEO)河原春郎は、当社及び連結子会社等(以下「当社グループ」)の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」(企業会計審議会 平成19年2月15日)に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合等があり、固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価の対象といたしました。

財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(以下「全社的な内部統制」)及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、各事業拠点の前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が大きい拠点から合算していき、連結売上高の概ね95%に達している事業拠点について評価の対象とし、評価対象となる内部統制全体を適切に理解及び分析した上で、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

業務プロセスに係る内部統制については、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、各事業拠点の前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が大きい拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3程度に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定し、それらの事業拠点における当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち「売上」「売掛金」「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。また、前連結会計年度末の棚卸資産残高の大きい生産拠点について「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。見積りや予測等を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについては、個別に評価の対象に追加いたしました。さらに、上記に選定した重要拠点以外で前連結会計年度の内部統制報告書の訂正報告書を提出する事由となった事業拠点について、虚偽記載の発生可能性が高い勘定科目を評価の対象といたしました。

評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成22年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象等はありません。

5【特記事項】

当社は平成22年3月12日付で、当社の連結子会社である日本ビクター株式会社(以下、ビクター)の事業部及び欧州、中国の販売会社の一部における不適切な会計処理により、第1期第3四半期の四半期報告書、第1期有価証券報告書及び内部統制報告書、第2期第1四半期の四半期報告書、第2期第2四半期の四半期報告書を訂正いたしました。この不適切な会計処理は平成22年1月4日開催の当社取締役会の決定による外部専門家及び当社の社外取締役・社外監査役から構成された調査委員会により特定されたものですが、当社は平成20年10月の設立以降、内部統制の重要性を認識し、その構築に努め、さらに平成21年6月の「当社及び事業会社の新経営体制」発足により当社グループ全体の内部統制の整備、運用を加速させ、平成22年3月12日提出の内部統制報告書の訂正報告書「4 付記事項」に記載の下記内部統制の強化策を継続して実施してまいりました。

当連結会計年度末に至り、策定された内部統制の強化策のうち、最低限早期に是正が必要と考えられる項目については、既に是正が終了しており、それ以外の項目も早期に実施される目途が立っております。かかる状況に鑑み、今回の事案に対する内部統制の強化策に向けての体制は確保されていると評価いたしました。

平成22年3月12日提出の内部統制報告書の訂正報告書「4 付記事項」に記載の内部統制の強化策

当社での取組み

当社がコーポレート・ガバナンスの頂点に立つことによる、当社取締役会による事業会社（ビクター、株式会社ケンウッド（以下、ケンウッド）、J&Kカーエレクトロニクス株式会社）等の監督の強化。

グループ連結経営の運営ガイドラインを新たに制定し、統合時に制定された「連結経営の基本方針」に基づき、当社、事業会社、事業会社傘下の子会社及び事業会社以外の当社直轄子会社等のすべての会社を含む当社グループ全体にわたる連結経営を、統一した基準によりいかに効率良くかつ適切に実践、運営していくかにつき、具体的に規定した。

意思決定・権限基準/意思決定項目一覧表の整備と当社グループ内周知徹底により、重要な経営項目については、当社取締役会が決裁を行う体制を徹底。

当社グループの取締役、監査役及び執行役員並びに従業員が誠実かつ適切な行動をとるための、共通の価値観・倫理観を具体化したコンプライアンス行動基準の制定。

コンプライアンス行動基準を逸脱する行為に関する通報と是正手順、及び通報者が不利益な扱いを受けないよう、監視・保護する手順について定める内部通報規程の制定とグループ内周知徹底。

財務報告の虚偽記載を防ぐため、内部統制評価マニュアルを改訂し、より高感度に内部統制の不備を発見する評価及び報告体制の強化。

経営監査室の活動強化により、事業会社とその子会社まで幅広く実地調査を実施して、内部統制の実施状況のモニタリングを当社が一元的に実施し、現場の価値観と異なる立場で発見を早め、抑止力を高め、実施を徹底させてきている。

社内ポータルサイトを一本化することで、社内規程の周知徹底、経営の意思の伝達の迅速性のよりいっそうの向上。

ビクターでの取組み

当社の指導及び当社との連携に基づき、下記の諸策を実施しております。

経営体制の刷新、ケンウッドとの人事交流等による取締役会の監督機能の強化、組織については本社スタッフ部門の集中化による効率化、当社との重複機能の整理、さらに財務戦略、人事総務は独立した組織とし、経理、人事はビクター本社直轄のダイレクトガバナンス体制といたしました。さらに経理、人事担当幹部は当社がグループ全体で管理し、ローテーションを実施しております。具体的にはケンウッドからビクターの取締役兼財務経理部長に就任し、新しい視点でビクター及びその子会社の財政状態、経理業務全般の把握、分析、是正を行い、その指導のもと各事業部に配置されていた事業経理担当が財務経理部に集結し、経理業務のクロスチェック等が容易に行える体制としております。

連結経理規程を新設

ビクターにおける連結経理に関する管理体制の強化を狙いとし、資産の健全化を維持し、不測の事態による損失等が発生しないよう、内部統制を強化、実施することを目的とするもので、海外版社の管理体制、管理システムの再構築、事業部経理体制の再構築、当社内部監査部門がビクター財務経理部と連携して行う内部監査体制が規定され、実施されています。

平成21年12月から月次で行う海外事業連絡会により海外地域統括会社、海外版社等をビクター本社が直接モニタリング、評価を実施し、異常値の把握及び対策を早めています。

ビクターの子会社に主管事業部を設定し、ビクター本社事業部内のみならず、海外を含む連結事業体として、子会社の内部統制及びコンプライアンスの指導を実施しています。